

防府市公有財産利活用検討会議設置要綱

平成29年4月1日制定

(設置目的)

第1条 市が所有する財産（土地及び建物に限る。）のうち、未利用財産の有効な利活用について必要な事項を検討するため、防府市公有財産利活用検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「未利用財産」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 将来的に十分な利活用が見込まれない行政財産
- (2) 用途廃止を予定又は決定している行政財産
- (3) 普通財産のうち、特に貸付け等で利用されていない財産

(所掌事務)

第3条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別の未利用財産ごとの利活用方針の検討に関すること。
- (2) 未利用財産の利活用のために必要な事項の検討に関すること。
- (3) その他、公有財産の利活用のために必要な事項の検討に関すること。

(組織)

第4条 検討会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会長は、総務部の部次長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、土木都市建設部の部次長の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第5条 会長は、検討会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、総務部行政管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

総務部次長（行政管理課を所掌事務とする者）、総合政策部次長、文化スポーツ観光交流部次長、生活環境部次長、福祉部次長、保健こども部次長、産業振興部次長、土木都市建設部次長、教育部次長、消防本部次長、上下水道局次長

※同職にあるものが2名以上の場合は、会長が1名以上を指名する。